

介護保険の「住宅改修」「福祉用具購入」に関する受領委任払い制度

1. 制度の目的

福祉用具の購入または住宅改修を行う際、自己負担額(1割、2割または3割)のみを事業者へ支払うだけで済むため、利用者の一時的な経済的負担が軽減される。

2. 対象者

- (1) 要介護(要支援)認定を受けている方
- (2) 介護保険料を滞納していない方
- (3) 事業者が受領委任払いの利用を認めた方

3. 福祉用具購入の申請から決定及び振込までの流れ

福祉用具受領委任払い取扱い事業者として登録されている事業者に了解をしていただいてから福祉用具を購入します。被保険者負担分(1割、2割または3割)の金額を支払う。領収書、購入した福祉用具のパフレットを添付し、福祉用具購入費支給申請書(受領委任払い用)を役場へ提出。添付書類は領収書(原本)、パフレット



支給決定通知書を被保険者・事業者へ通知、事業者の口座に購入費が振り込まれる。

4. 住宅改修の申請から決定及び振込までの流れ

住宅改修受領委任払い取扱い事業者として登録されている事業者に事前に了解をいただき、住宅改修費事前承認申請書(受領委任払い用)を役場に提出。添付書類は住宅改修が必要な理由書、見積書及び図面、写真、住宅所有者の承諾書。



役場から「承諾通知書」が届いたら、事業者へ依頼し、改修を行う。
事業者へ改修費用(1割、2割または3割)を支払い、領収書と工事内訳書を受けとる。

住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)を役場に提出。添付書類は領収書、工事内訳書及び図面、写真



支給決定通知書を被保険者・事業者に通知、事業者の口座に改修費が振り込まれる。

(参考)

1. 介護保険福祉用具販売

介護保険による福祉用具は、貸与が原則となりますが、貸与になじまない一部の品目については、購入費用の10万円(年度)を上限として、申請によってその9割、8割または7割の払い戻しが受けられる。

なお、年度内の利用額が10万円以内であれば、10万円に達するまでは何度でも利用することができるが、10万円を超えると、その年度は利用することができない。

指定を受けた販売事業者から購入した福祉用具でなければ払い戻しを受けることができない。

対象となる品目

- (1) 腰掛便座
- (2) 特殊尿器
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトの吊り具

2. 介護保険住宅改修

介護保険による住宅改修では、対象となる改修費用の20万円を上限とし、申請によってその9割、8割または7割分の払い戻しが受けられる。

工事の着工前にケアマネージャー等が作成する理由書などを添えて申請が必要。また、完成後には、領収書などの提出が必要。

なお、利用上限額は20万円であるが、要介護度が3段階以上上昇した場合や転居した場合には利用できる。

対象となる改修

- (1) 手すりの取り付け
- (2) すべり防止のための床材の変更
- (3) 床段差の解消
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え